

1-2 検数に係る付帯作業等の料金

1 料金表Ⅱ-8-(4)に係る作業及び書類作成の料金

(1) 委託者の要求による特別作業

(イ) パレタイズ立会料金	1トンにつき	…	428円
(ロ) ブロックストウェーじ作業		…	エキストラ料金

(2) 委託者の要求による特別な書類作成等の実費

(イ) 輸出免状整理料金	免状1件につき	…	390円
(ロ) 輸入ポートノート作成料金	1通につき	…	740円
(ハ) CLP作成料金	1件につき	…	2,600円
(ニ) CERTIFICATE (証明書) 作成料金	1件につき (2通正・副)	…	2,600円
	1通増すごとに	…	650円

(ホ) ファイナルストウェーじプラン及びブロックストウェーじプラン作成に際して、増員を必要とする場合は、エキストラ料金を適用します。

(ヘ) 撒貨物 (穀飼類を除く) 等の本船書類整理料金	1トンにつき	…	90円
-----------------------------	--------	---	-----

2 料金表に記載のない貨物のうち、汚損・危険品の基本料金

(1トンにつき 単位 円)

貨物区分	一類港	二類港	その他の港湾
汚損品乙類・危険品丙類	325.80	252.80	231.70
汚損品甲類・危険品乙類	375.60	294.10	268.30
危険品甲類・非鉄金属	498.80	389.50	355.20

(注) 汚損品及び危険品の甲・乙・丙の分類は下表によります。

汚損品	汚損品甲類	カーボンブラック・黒鉛・生塩漬獣皮
	汚損品乙類	ソーダー灰・マグネシア・木炭・血粉・骨粉・魚粉・ その他類似品
危険品	危険品甲類	類火薬・爆薬・火工品・金属ナトリウム・金属カリウム・ マグネシウム粉末
	危険品乙類	過酸化物・過塩素酸塩類・二硫化炭素・硝酸アンモニア・ ベンジン・エーテル・揮発油・酒精・石油・液化アンモニア・ セルロイド及び同製品・生石灰・油布紙・ その他可燃性または引火性物 (引火点摂氏27度以下のもの)・ 硫酸・硝酸・塩酸・圧縮瓦斯・その他類似品
	危険品丙類	樟腦及び同製品・ニトロ染料類・晒粉・燐化カルシウム・ 硝石・カーバイト・その他類似品 甲類・乙類に属さない危険性貨物
非鉄金属	非鉄インゴット 及び電気銅	亜鉛・鉛・銅・錫・アルミ

3 割増料金

(1) 日曜日・祝祭日の作業は基本料金、諸料金(待機料金、最低料金・エキストラ料金-1)に対して、それぞれの料金の10割増とします。

(2) 深夜作業割増

深夜作業(21時30分から翌日05時まで)は、13割増とします。

翌日05時以降継続して作業を行った場合も基本料金の13割増とします。

(3) 深夜待機料金

(1口1時間につき 単位 円)

貨物区分	一類港	二類港	その他の港湾
深夜(21時30分から翌日05時まで)	10,481	8,177	7,441

(4) 深夜最低料金

(1口につき 単位 円)

貨物区分	一類港	二類港	その他の港湾
深夜(21時30分から翌日05時まで)	77,200	60,200	54,900

上記1-(1)、1-(2)-(A)、及び2の料金に対しては、認可料金に定められた割増料金・分担金等の規定を準用します。

<料金表記載の長期大量割引について>

同一委託者からの同一貨物の引受けにおいて、次のいずれにも該当する場合は、当該貨物の全量について、基本料金の5%に相当する額を当該引受けに係る請求額から割引きます。

- (1) 3か月以上の長期契約があること。
- (2) 「1か月間に2回以上の反復継続の引受けがあること」とは、同一港での作業引受けを基準とします。
- (3) 「1回当たりの取扱量が、3,000トンを超えるもの」とは、1港1船の1作業(場所)を単位とします。
- (4) 「同一貨物」とは、「類似品目表」の区分によります。
- (5) 料金表による協議料金及び諸料金については、割引対象外とします。

1-3 エキストラ料金

(平成10年4月1日実施)

特殊な業務に従事し、トン数によって料金計算ができない場合には、下記の料金とします。

1 1人1シフト当たり

(1人1シフト当たり 単位 円)

区 分	金 額
昼間 (8時30分から16時30分まで)	46,400
半夜 (16時30分から21時30分まで)	39,000
深夜 (21時30分から 5時30分まで)	98,500

2 派遣者料金

(単位 円)

区 分	金 額
時間外を含まない場合	809,000
時間外1時間につき	3,990
時間外25時間以内を含む場合	891,000

※消費税及び地方消費税の加算

(イ) 料金の総額に5%を乗じて計算します。

(ロ) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。

ただし、免税となる取引には適用しません。